

第1章 計画策定の背景

1 市の環境施策のあゆみ

市は、平成13(2001)年6月に制定した「小平市環境基本条例」に基づき、平成14(2002)年6月に「小平市環境基本計画」を策定し、目指す環境像『循環・調和・協働の「わ」を大切に みんなで気持ちよく暮らせるまち こだいら』の実現に向け、市民や事業者、市民団体、市が一体で環境施策を進めてきました。

平成24(2012)年3月には「小平市第二次環境基本計画」(以下「第二次計画」という。)を策定し、前計画の目指す環境像を継承しつつ、地球温暖化の原因となる二酸化炭素排出量の削減や水と緑のネットワークづくりを重点的に取り組んできました。

第二次計画と合わせて、地球温暖化対策分野の個別計画として、平成21(2009)年2月に市全域でのエネルギー施策を定めた「小平市地域エネルギービジョン」を策定し、省エネルギー・創エネルギーの推進に努めてきました。平成23(2011)年3月に東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生したことで国のエネルギー政策に大きな変化が生じたため、市はこれを踏まえ、平成28(2016)年3月に本ビジョンの中間見直しを行っています。

一方、地方公共団体自らの事務・事業に伴う環境負荷を低減するため、平成14(2002)年4月に「エコダイラ・オフィス計画」を、平成22(2010)年3月に「第二次エコダイラ・オフィス計画」を策定し、市内の一事業者としての地球温暖化対策と、環境率先行動に取り組んできました。

この間、小平の環境、ひいては地球環境を良くしていきたいという思いで集まった市民により、平成16(2004)年3月に、環境にやさしい暮らし方を実現するためのアイデアが詰まった「市民版環境配慮指針」が作成され、平成27(2015)年3月にリニューアルされています。

このほか、環境分野における個別計画として、一般廃棄物処理基本計画、みどりの基本計画、下水道プランなどが順次策定され、環境の保全に関する施策・事業が実施されています。

現在、世界的規模での気候変動の影響や生物多様性の低下、新型コロナウイルス感染症の蔓延による生活様式・事業活動の変化などが生じている中、複雑かつ多層的な環境課題の解決に向け、環境保全に関する新たな計画として、このたび「小平市第三次環境基本計画」を策定しました。

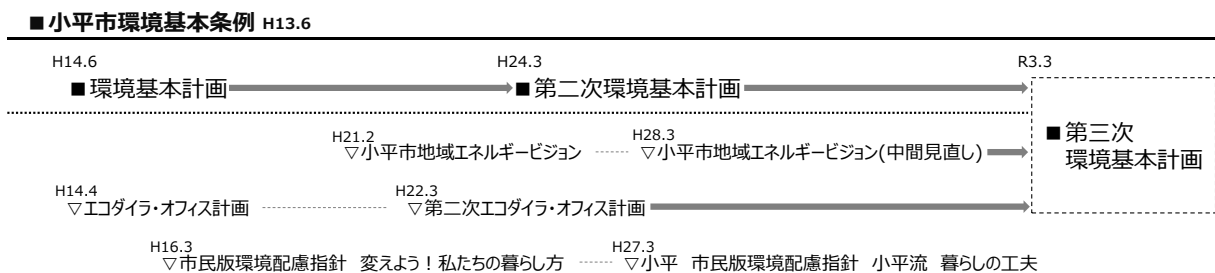


図 1-1 計画等の年表

2 地球環境を取り巻く動向

2-1 国際社会の動向

2-1-1 パリ協定

平成27(2015)年12月の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、京都議定書以降の国際的な枠組みとなる「パリ協定」が採択され、令和2(2020)年以降の温室効果ガス排出削減のための目標が示されました。パリ協定では、「途上国を含む全ての参加国に努力義務」を求める初めての枠組みとなったことから、歴史上最も画期的といわれています。

パリ協定の締約国は、令和2(2020)年以降の「温室効果ガス削減・抑制目標」を定め、長期的な「低排出発展戦略」の提出が義務づけられています。

我が国では、令和12(2030)年度までに平成25(2013)年度比で26%の温室効果ガスの削減を目標にするとともに、脱炭素を目指す他国の動きも踏まえ、長期的には令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指すことを方向性として示しており、国や自治体を挙げた取組の推進が必要です。

表 1-1 パリ協定の概要

項目	概要
目的	世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より十分下方に保持。1.5℃に抑える努力を追求。
目標	上記の目的を達成するため、今世紀後半に温室効果ガス的人為的な排出と吸収のバランスを達成できるよう、排出ピークをできるだけ早期に迎え、最新の科学に従って急激に削減。
各国の目標	各国は、約束(削減目標)を作成・提出・維持する。削減目標の目的を達成するための国内対策をとる。削減目標は、5年ごとに提出・更新し、従来より前進を示す。
長期戦略	全ての国が長期の低排出発展戦略を策定・提出するよう努めるべき。(COP決定で、2020年までの提出を招請)
進捗評価	5年ごとに全体進捗を評価するため、協定の実施を定期的に確認する。世界全体の実施状況の確認結果は、各国の行動及び支援を更新する際の情報となる。

資料：パリ協定に関する基礎資料、パリ協定の概要(環境省)をもとに作成

表 1-2 各国の約束草案

国名	削減目標	基準年
中国	2030年までにGDPあたりの二酸化炭素排出量を60~65%削減	平成17(2005)年
EU	2030年までに少なくとも40%削減	平成2(1990)年
インド	2030年までにGDPあたりの二酸化炭素排出量を33~35%削減	平成17(2005)年
ロシア	2030年までに70~75%削減	平成2(1990)年
アメリカ	2025年までに26~28%削減	平成17(2005)年
日本	2030年度までに26%削減	平成25(2013)年度

資料：全国地球温暖化防止活動センター 会議レポートをもとに作成

2-1-2 脱炭素社会

パリ協定に基づいて温室効果ガスによる気温上昇を許容範囲に収めるためには、炭素の低減を目標とする低炭素社会から、完全に二酸化炭素を排出しない脱炭素社会を目指す必要があります。世界的にみて先進国の二酸化炭素排出量は、世界全体の排出量の多くを占めています。よって脱炭素社会の実現のためには、先進国を中心とした二酸化炭素排出量の削減が必要です。また近年では、先進国以外の国でも積極的に二酸化炭素を減らす努力が必要であるとされています。

脱炭素社会の実現には、主に3つの取組が必要です。

1 つ目は化石燃料に頼らないエネルギーの利用で、化石燃料を燃料源とする発電から再生可能エネルギーのような二酸化炭素を排出しない発電方式の割合を増やせば、二酸化炭素を排出せず持続的にエネルギー生産を行うことができます。世界各地で導入量が増加している再生可能エネルギーは風力、太陽光、バイオマス、地熱などがありますが、近年、このほかに次世代エネルギーとなる水素をエネルギー源とした発電の研究も進んでいます。

2 つ目は省エネ対策の徹底で、我が国はオイルショックをきっかけとして、昭和54(1979)年に「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)」が制定されました。この法律は省エネ対策を推進する必要性の高い工場、事業場、運輸、住宅・建築物分野を対象とし、制定以降、省エネ技術の進展に応じて度々改正がなされています。

3 つ目は革新的なエネルギー技術の開発で、例えば水素の利活用やCCUS(二酸化炭素の新たな工業利用や地下深くに封じ込めるもの)技術の利用、電気自動車の推進、産業分野でのスマート化の進展など、脱炭素社会の実現に向けた技術の研究が進められています。

日本における脱炭素社会の実現に向けて、国は規制改革などの政策を総動員しつつ、次世代型太陽電池やカーボンリサイクルをはじめとする革新的なイノベーションの実用化に向けた研究開発が加速度的に促進されることとなります。



図 1-2 カーボンニュートラルに賛同した国

資料：気候変動に関する国際情勢(経済産業省, 2020)をもとに作成

2-1-3 プラスチックごみ問題

私たちが日常生活の中で利用するプラスチック製のペットボトルや容器は、ポイ捨てなど適切に処理されないことで河川等を通じて海に流出し、海洋汚染や生態系に悪影響を及ぼす事態が地球規模で広がっています。



図 1-3 海洋プラスチックごみの現状

資料：海洋プラスチック問題について（環境省，2018）をもとに作成

こうした中、プラスチックごみの主要輸出先としていた中国が平成 29(2017)年から段階的に廃プラスチックの輸入を停止しており、国内においてプラスチックごみの削減に向けた様々な対策が講じられ始めています。

第 4 次循環型社会形成推進基本計画(平成 30(2018)年 6 月 19 日閣議決定)

- 資源・廃棄物制約、海岸ごみ対策、地球温暖化対策等の幅広い課題に対応しながら、中国等による廃棄物の禁輸措置に対応した国内資源循環体制を構築しつつ、持続可能な社会を構築し、次世代に豊かな環境を引き継いでいくため、再生不可能な資源への依存度を減らし、再生可能資源に置き換えるとともに、経済性及び技術的可能性を考慮しつつ、使用された資源を徹底的に回収し、何度も循環利用することを旨として、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略(「プラスチック資源循環戦略」)を策定し、これに基づく施策を進めていく。

プラスチック資源循環戦略(令和元(2019)年 5 月)

- プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略を策定。3R+Renewable(再生可能資源への代替)を基本原則とし、①使い捨て包装容器の削減、②使用済プラスチックの効果的な回収・再生利用、③プラスチック包装容器の再生可能資源への切り替えなどの取組を通じ、世界トップレベルの野心的なマイルストーン(目標)の達成を目指す。

G20 大阪・サミット(令和元(2019)年 6 月)

- 大阪で開催された G20 サミットの最終成果として、「大阪首脳宣言」が出され、その中でプラスチックごみ及びマイクロプラスチックの流出抑制・削減のための行動をとる決意として、2050 年までに海洋プラスチックによる追加的な汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を共有。ビジョンの実現に向け、G20 エネルギー・環境大臣会合において合意された「海洋プラスチックごみ対策実施枠組」に基づき、各国で強調して実効的な対策を進めることで一致した。

図 1-4 海洋プラスチックごみの削減に向けた国内の動き

2-1-4 ポスト 2020 生物多様性枠組

平成 22(2010)年に愛知県名古屋市で行われた生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10)において、生物多様性の損失を止めるため、20 の目標から構成される「愛知目標」が定められました。

「愛知目標」は令和 2(2020)年に期限を迎え、令和 3(2021)年 5 月に開催が予定される COP15 において、令和 3(2021)年以降の生物多様性の保全と自然資源利用の持続可能性確保に向けた取組を示した目標が決定されることとなります。

COP15 に先立ち、令和 2(2020)年には国連の生物多様性条約事務局から「ポスト 2020 生物多様性枠組 0.2 ドラフト」が公表されました。

「ポスト 2020 生物多様性枠組 0.2 ドラフト」では、生物多様性への 5 つの脅威への対策、生物多様性の持続可能な利用(人々の要請に応える)の取組、これらを実施するためのツールや解決策に加えて、令和 32(2050)年ビジョンの「自然と共生する世界」が達成された状態を明確化し、これに向かうための令和 12(2030)年のマイルストーン、令和 32(2050)年のゴールを設定していくことが示されています。



図 1-5 ポスト 2020 生物多様性枠組 0.2 ドラフトの概要

資料：第 4 回次期生物多様性国家戦略研究会資料をもとに作成

2-2 国の動向

2-2-1 環境基本計画

平成30(2018)年4月に閣議決定された「第五次環境基本計画」では、「地域循環共生圏」の創造、「世界の範となる日本」の確立、「環境・生命文明社会」の実現を目指すべき社会の姿として6つの重点戦略を設定しており、これらに係る関係者相互のパートナーシップのもと、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を図ることとしています。重点戦略を支える環境政策では、以下に示す6つの視点に基づく政策に取り組むことが示されています。

表 1-3 6つの重点戦略

重点戦略	施策の例
①持続可能な生産と消費を実現する グリーンな経済システムの構築	○ESG投資、グリーンボンド等の普及・拡大 ○税制全体のグリーン化の推進 等
②国土のストックとしての価値の向上	○気候変動への適応も含めた強靱な社会づくり ○生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR) 等
③地域資源を活用した持続可能な 地域づくり	○地域における「人」づくり ○地域における環境金融の拡大 等
④健康で心豊かな暮らしの実現	○持続可能な消費行動への転換 ○食品ロスの削減、廃棄物の適正処理の推進 等
⑤持続可能性を支える技術の開発・普及	○福島イノベーションコースト構想 ○自動運転、ドローン等の活用による「物流革命」等
⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの 発揮と戦略的パートナーシップの構築	○環境インフラの輸出 ○適応プラットフォームを通じた適応支援 等

資料：第五次環境基本計画の概要(環境省, 2018)をもとに作成

<p>○気候変動対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ パリ協定を踏まえ、地球温暖化対策に掲げられた各種施策等を実施 ▶ 長期大幅削減に向けた火力発電(石炭火力等)を含む電力部門の低炭素化を推進 ▶ 気候変動の影響への適応計画に掲げられた各種施策を実施 	 <p>フロンガス回収</p>
<p>○循環型社会の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 循環型社会形成推進基本計画に掲げられた各種施策を実施 	 <p>廃棄物分別作業</p>
<p>○生物多様性の確保・自然共生</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 生物多様性国家戦略 2012-2020 に掲げられた各種施策を実施 	 <p>絶滅危惧種</p>
<p>○環境リスクの管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 水・大気・土壌の環境保全、化学物質管理、環境保健対策 	 <p>水環境保全</p>
<p>○基盤となる施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 環境影響評価、環境研究・技術開発、環境教育・環境学習、環境情報 等 	 <p>環境教育</p>
<p>○東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発生時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 中間貯蔵施設の整備等、帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備、放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策、資源循環を通じた被災地の復興、災害廃棄物の処理、被災地の環境保全対策 等 	 <p>中間貯蔵施設</p>

図 1-6 重点戦略を支える環境政策

資料：第五次環境基本計画の概要(環境省, 2018)より抜粋

2-2-2 地球温暖化対策計画

「地球温暖化対策計画」は、地球温暖化対策の推進に関する法律第8条第1項及び「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」に基づき、平成28(2016)年5月に閣議決定された計画です。

この計画は1950年代以降の世界各地の気温変化が前例にないほど急激なものであり、早急に対策を講じる必要があること、工業化が起こる以前と比べて気温変化を2℃未満に抑えるために令和32(2050)年までに平成22(2010)年比で40～70%の二酸化炭素を削減する必要があるといった科学的な知見を背景に策定された国の行動計画です。

ここには、国内における二酸化炭素排出量を令和12(2030)年までに平成25(2013)年度比で26%削減することや、令和32(2050)年までに80%削減すること等が目標に書かれています。

さらに目標達成に向けて、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項や、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等の内容が書かれており、施策の達成に向けて、図1-7の6つの基本的な考え方が示されています。

なお、国は、令和32(2050)年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指すことを方向性として示しており、今後、これを踏まえて計画が見直されます。

①環境・経済・社会の統合的向上

- 温室効果ガス削減を目指す中で、二酸化炭素排出の削減のみならず、経済の活性化、雇用創出、地域課題の解決を同時に達成することを目指し、地域資源、技術革新、創意工夫をすることとしています。

②「日本の約束草案」に掲げられた対策の着実な実行

- 「日本の約束草案」では技術的制約やコスト面等も十分に考慮された中期目標が示されています。つまり、「日本の約束草案」に示されている施策を堅実に実行することが中期目標の達成につながります。

③パリ協定への対応

- パリ協定で示された規定に基づいて5年ごとに二酸化炭素削減目標の提出、見直し、達成度合いの進捗報告等を徹底します。また、パリ協定の詳細ルールの構築、各国の木補油達成に向けたレビュー等についても適切に対応します。革新的な技術開発、社会環境への実装、途上国支援の取組についても推進していくこととします。

④研究開発の強化、優れた技術による世界の削減への貢献

- 「エネルギー・環境イノベーション戦略」に則し、革新的技術の研究開発を強化していきます。加えて、二国間クレジット制度等を通じて、優れた低炭素技術等の普及や地球温暖化緩和活動の実施を推進します。

⑤全ての主体の意識の改革、行動の喚起、連携の強化

- 日々深刻化する地球温暖化に対応するためには国、地方公共団体、事業者、国民といった全ての主体が連携、協働する必要があります。国民の意識改革と行動喚起をするために各個人が具体的にすべきことの適切な発信や、地球温暖化対策の進捗状況について積極的に情報提供を行います。

⑥評価・見直しプロセス(PDCA)の重視

- 地球温暖化解消に向けた施策の実効性を対策ごとに対策評価指標等を用いて適切に進捗を管理することで、日々刻々と変化する地球温暖化対策へ対応します。必要に応じて本計画の見直しも行います。

図 1-7 地球温暖化対策の基本的考え方

資料：地球温暖化対策計画(環境省, 2016)をもとに作成

2-2-3 気候変動適応計画

地球温暖化が日々深刻化している中、気候変動の影響により、国内においても気温の上昇、作物への影響、動植物の分布の変化等が起っています。

個々の現象のすべてが地球温暖化による影響とは言い切れないものの、今後も地球温暖化の進行に伴い、さまざまな気候への影響が発生すると予測されています。

地球温暖化の抑制にむけて、国内では様々な主体が二酸化炭素排出量の削減目標を掲げており、削減目標達成に向けた取組(緩和策)が行われているものの、緩和策を着実に達成したとしても回避できない気候変動のリスクが存在すると考えられています。

そういった気候変動のリスクを踏まえ、我が国では気候変動リスクの適応に向けた「気候変動適応計画」が平成30(2018)年11月に策定されました。

「気候変動適応計画」では、各分野において気候変動リスクへの適応に向けて7つの基本戦略が示されています。特に基本戦略4には、地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進について定められており、その中で「地域循環共生圏」の創造による強靱で持続可能な地域社会の実現につなげていく視点が重要であると指摘しています。各地域で気候変動リスクの影響を低減するためには、地域特性の十分な考慮のうえ、地方公共団体主体の施策を打ち出していくことが重要です。さらに、行動計画の着実な実施のため、気候変動へ適応していく必要がある分野を絞り詳細な施策を設定すること、下記に示す個々の分野ごとの施策の効果を定量的に把握・評価していくことも重要です。

表 1-4 気候変動適応に関する分野別施策

分野	対象	主な活動
農林水産業分野	水稻	高温耐性品種の開発・普及
	果樹	りんごやぶどうでは、優良着色系統や黄緑色系統の導入
	畜産	畜舎内の散水、喚起など暑熱対策の普及
	農業生産基盤	農村地域の防災・減災機能を維持・向上
	森林・林業	治山施設の設置や森林の整備等による山地災害の防止
	水産業	産卵海域や主要漁場における海洋環境調査や資源量の把握・予測
自然災害分野	洪水・内水	堤防や洪水調節施設、下水道の着実な整備
	高潮・高波	港湾、海岸における粘り強い構造物や海岸防災林等の整備
	土石流・地すべり等	人命を守る効果の高い箇所における重点的な施設整備
水環境・水資源、自然生態系分野の主な適応施策	水供給(地表水)	渇水リスクの評価、各主体への情報提供及び連携による渇水対策
	高山帯・亜高山帯	高山帯等でのモニタリングの重点的実施
	亜熱帯	サンゴ礁等の重点的なモニタリング
健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活分野	死亡リスク、熱中症	気象情報の提供や注意喚起、予防・対処法の普及啓発
	感染症	気温上昇と感染症の発生リスクに関する科学的知見の集積
	その他の影響(海外影響等)	我が国の経済・社会状況に及ぼす影響についての調査研究
	水道・交通等	水道の強靱化に向けた施設整備の推進

資料：気候変動適応計画について(環境省,2018)をもとに作成

2-3 東京都の動向

2-3-1 東京都環境基本計画

「東京都環境基本計画」は、「世界一の環境先進都市・東京」の実現を基本理念として、平成28(2016)年3月に策定されました。

計画策定の背景として、都の環境基本計画が、前計画から8年が経過していたため、経済や社会、環境の変化への対応に向けて計画を見直していく必要がありました。

計画では、東京2020オリンピック、パラリンピックを見据え、世界一環境負荷の少ない都市環境の構築により東京へ訪れた人に持続可能な都市の姿を示すこと、環境問題への意識啓発をすることを目標として掲げています。

これらの目標達成に向けた政策展開として、最高水準の都市環境の実現やサステナビリティ、連携とリーダーシップという3つの視点が同計画に示されています。

3つの視点のうち、最高水準の都市環境の実現には、大気、土壌、水等の環境整備のほか、自然環境や緑環境、エネルギーの利用の推進を図ることで、東京を訪れる誰もが快適さを感じる都市空間を実現することが必要と記載されています。

また、サステナビリティの実現には、公害、大気・土壌・水等の環境汚染を引き起こさないことのほか、食料や燃料、鉱物等の限りある資源を効率的に利用し、より良い環境を将来に継承していくことが必要と記載されています。

さらに、連携とリーダーシップの実現には、近年の複雑な環境問題に対応するため、日本全体や世界全体、あらゆる団体との連携が重要であるとの視点から、東京が相互の連携を促進する役割を担うことが必要と記載されています。

計画では、上記3つの視点を踏まえた図1-8に示す5つの政策を柱として挙げています。

①スマートエネルギー都市の実現

- 省エネルギーの推進・再生可能エネルギーの導入の取組や水素エネルギーの活用により低炭素・快適性・防災力を備えたスマートエネルギー都市を実現する。

②3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の促進

- 廃棄物の3R・適正処理を促進させて、サプライチェーン全体を視野に入れた「持続可能な資源利用」を推進する。

③自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承

- 自然環境の保全・緑の創出により、自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境を実現し、次世代に継承する。

④快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保

- 快適な大気環境、良質な土壌と水循環を確保し、都民や東京を訪れる人々に提供する。

⑤環境施策の横断的・統合的な取組

- 国内外の都市との連携・交流・協力を進めるほか、区市町村や都民、企業、NGO/NPOなどと協働して環境政策を横断的・総合的に進める。

図 1-8 東京環境基本計画の5つの政策の柱

資料：東京都環境基本計画(東京都, 2016)をもとに作成

2-3-2 ゼロエミッション東京戦略

パリ協定を契機とする環境意識の高まりから、世界的には国家政策に先んじて、ESG投資やグリーン購入など、国家以外の主体による動きが始まっています。また、IPCCの「第五次評価報告書」では、気候変動による影響を最小限に抑えるために令和32(2050)年までの気温上昇を1.5℃までに抑える必要があり、そのためには二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることが重要と書かれています。この指摘のように、現在は、環境問題に関する歴史的転換点であるとの認識から、脱炭素を大胆かつ速やかに行う必要があります。

東京都はこれまでもキャップ&トレード制度のような先進的な気候変動対策を展開してきました。令和32(2050)年の目標達成に向けたさらなる展開のため、令和元(2019)年12月に策定されたのが「ゼロエミッション東京戦略」です。

計画では、「今、直面している気候危機を強く認識し、具体的な戦略をもって、実効性のある対策を講じるとともに、全ての都民に共感と協働を呼びかけ、共に、気候危機に立ち向かう行動を進めていく」という理念を掲げています。

理念の着実な達成に向け、同計画には3つの戦略の視点(緩和策と適応策を総合的に展開すること、資源循環分野を本格的に気候変動に位置付けること、プラスチックなどの資源循環分野や自動車環境対策などのあらゆる取組を強化すること)が示されています。

3つの視点を踏まえた対策として、二酸化炭素削減の対象範囲を多様な分野に広げつつ、都外の二酸化炭素排出量の削減にも貢献することが目指されています。

その重点取組分野と各分野の政策として、6分野・14の政策に体系化されており、2050年のゴールの実現に向けた2030年のマイルストーンとして主要目標が設定されています。

表 1-5 ゼロエミッション東京戦略の各政策におけるゴール・マイルストーン

政策分類	2030年に向けた主要目標 (マイルストーン)	2050年の目指すべき姿 (ゴール)
再生可能エネルギーの基幹エネルギー化	■太陽光発電設備導入量130万kW ■エネルギー消費量38%削減(2000年比)等	■使用エネルギーが100%脱炭素化
水素エネルギーの普及拡大	■家庭用燃料電池100万台 ■業務・産業用燃料電池3万kW等	■再エネ由来CO ₂ フリー水素を脱炭素社会実現の柱に
ゼロエミッションビルの拡大	■温室効果ガス排出量30%削減(2000年比) ■再エネ電力利用割合30%等	■都内全ての建物がゼロエミッションビルに
ゼロエミッションビークルの普及促進	■乗用車新車販売ZEV割合50% ■ゼロエミッションバス300台以上等	■都内を走る自動車は全てZEV化
3Rの推進	■一般廃棄物のリサイクル率37%	■持続可能な資源利用が定着
プラスチック対策	■ワンウェイプラスチック累積25%削減(国全体の目標) ■家庭と大規模オフィスビルからの廃プラスチック焼却量40%削減(2017年度比)	■CO ₂ 実質ゼロのプラスチック利用が実現
食品ロス対策	■食品ロス発生量50%削減(2000年度比)	■食品ロス発生量実質ゼロ
フロン対策	■代替フロン(HFCs)排出量35%削減(2014年度比)	■フロン排出量ゼロ
適応策の強化	■気候変動の影響を受けるあらゆる分野で、気候変動による将来の影響を考慮した取組がされている	■気候変動の影響によるリスクを最小化

資料：ゼロエミッション東京戦略(東京都, 2019)をもとに作成

3 市の概況

3-1 市の概況

3-1-1 地勢・沿革

小平市は東京都心から西に 26 km 離れた武蔵野台地上にあり、市の大きさは東西に 9.21 km、南北に 4.17 km と東西に長く、面積は 20.51 km²です。

地形的には市域全体が台地上にあるため地下水位が低く、長らく利用しにくい土地でしたが、玉川上水の開通[承応 3(1654)年]をきっかけに、江戸の近郊農村としての開発が本格的に始まりました。

明治 22(1889)年には周辺の 7 つの村が合併して「神奈川県北多摩郡小平村(後に東京都に編入)」となり、昭和の初め頃から学園地域の宅地分譲が進み次第に人口も増加し、昭和 19(1944)年に「小平町」、昭和 37(1962)年に「小平市」となりました。

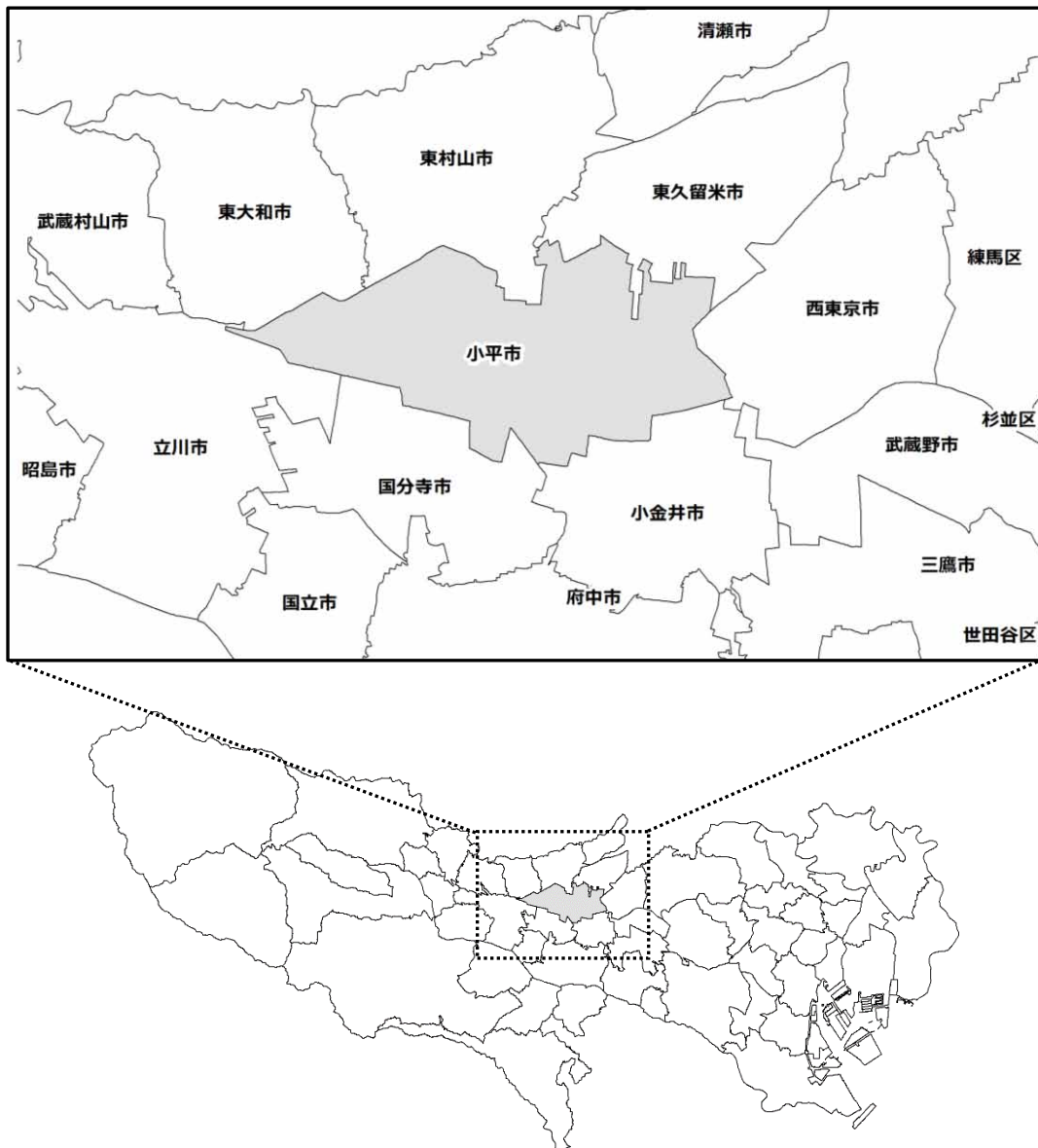


図 1-9 小平市の位置

資料：国土数値情報 行政区域データ(国土交通省, 2019)をもとに作成

3-1-2 気象

小平市最寄りの府中観測所のデータによれば、最も古い昭和 52(1977)年から昭和 61(1986)年までの 10 年間の平均気温は 14.2℃、平均降水量は 1386.5 mm であったのに対して、直近の平成 22(2010)年から令和元(2019)年までの 10 年間の平均気温は 15.5℃、平均降水量は 1630.0 mm で、平均気温の上昇・平均降水量の増加がともに見られます。

また、最低気温が 25 度を超える熱帯夜も顕著に見られ、夜間に平均気温が下がりにくい状況が多くなっており、都市化の傾向が表れています。

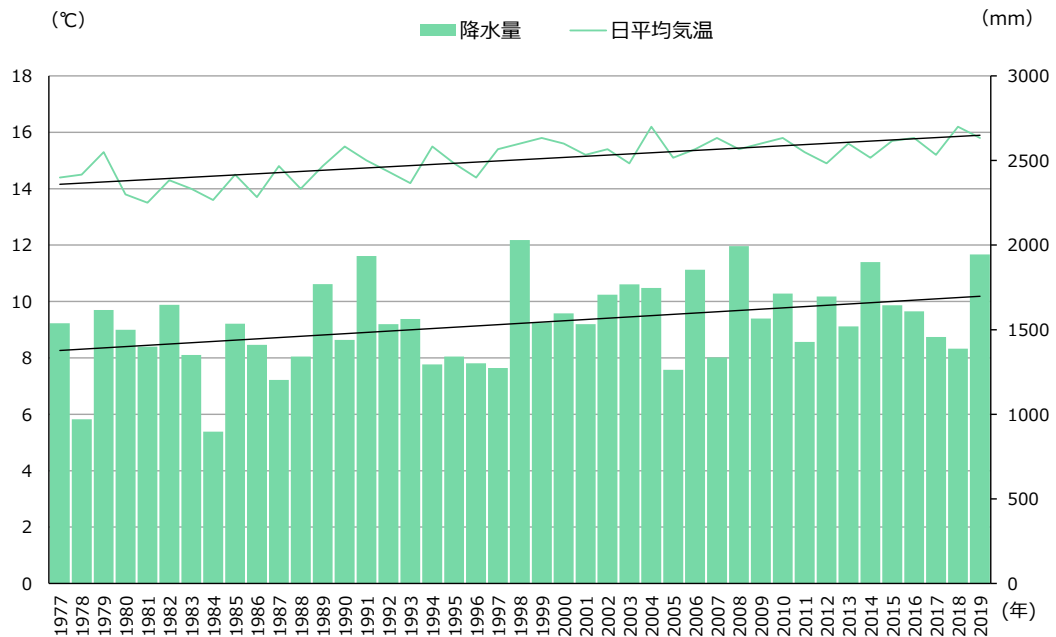


図 1-10 気象概況(府中観測所)

資料：気象庁「過去の気象データ検索」をもとに作成

3-1-3 人口・世帯数

市の人口は、昭和 30~40 年代にそれまで農地であったところが新たに住宅地として開発されたことや、工場や団地の建設によって増加基調で推移しており、直近では 190,005 人(平成 27 年国勢調査)となっています。

一世帯当たりの人口は、平成 17(2005)年の 2.36 人から平成 27(2015)年には 2.29 人に減少しており、核家族化の傾向が見られます。

年齢階層別人口割合の推移では、年少人口(15 歳未満の人口)や生産年齢人口(15 歳以上 65 歳未満人口)の割合は、比較的緩やかではあるものの減少傾向にあり、老年人口(65 歳以降の人口)は、明らかな増加傾向を示しています。

人口推計では令和 7(2025)年をピークとして人口の減少局面となり、令和 27(2045)年に 180,621 人、令和 47(2065)年に 149,406 人まで減少すると予測されています。

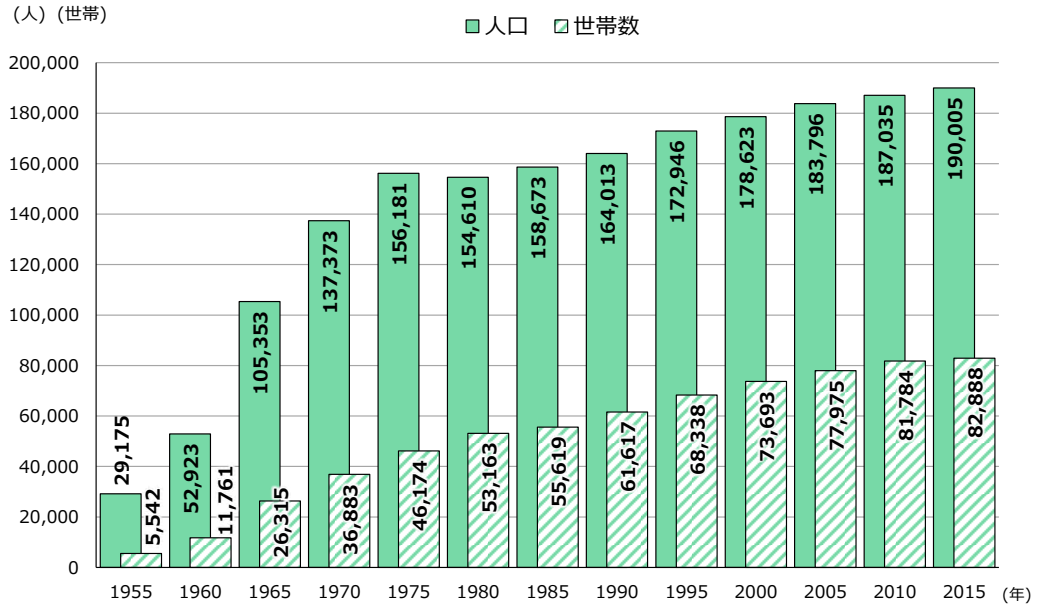


図 1-11 人口・世帯数の推移

資料：各年国勢調査(総務省統計局)をもとに作成

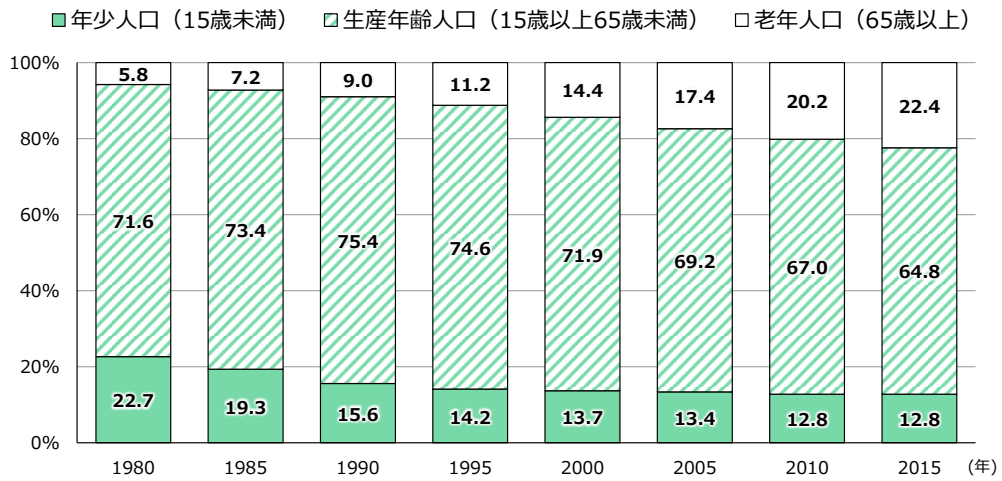


図 1-12 年齢階層別人口割合の推移

資料：各年国勢調査(総務省統計局)をもとに作成

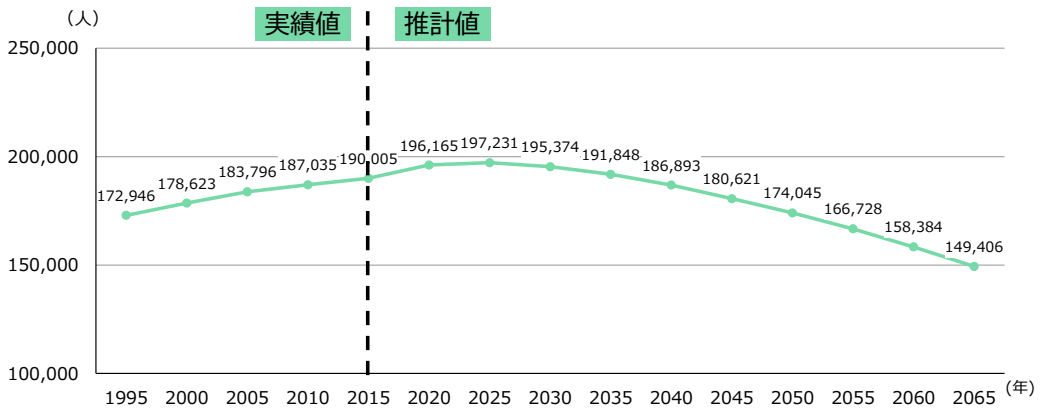


図 1-13 人口推計

資料：小平市人口推計報告書補足版(小平市, 2019. 8)をもとに作成

3-1-4 土地利用

平成 24(2012)年と平成 29(2017)年の土地利用現況調査結果(東京都)を比較すると、農用地は 207.3 ha(10.1%)から 188.0 ha(9.2%)へと 19.3 ha(0.9%)減少し、宅地は 1213.4 ha(59.3%)から 1248.8 ha(61.1%)へと 35.4 ha(1.8%)増加しており、宅地や道路といった都市的な土地利用が全体の約 76%を占めるなど、宅地化が進んでいます。

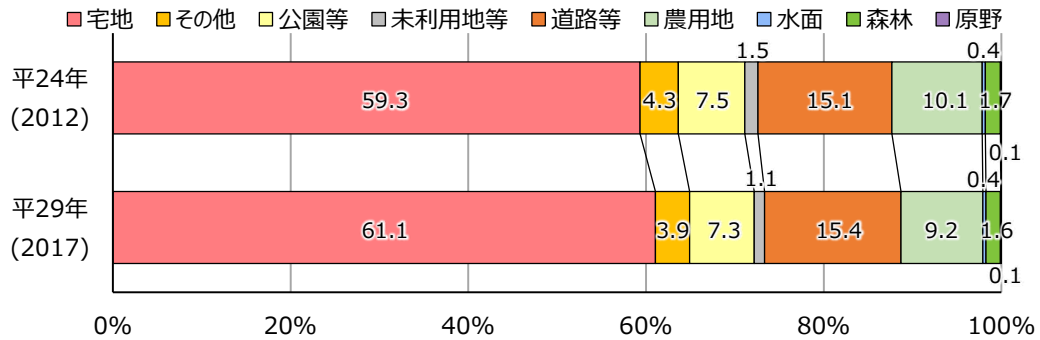


図 1-14 土地利用比率

資料：東京の土地利用 平成 24年多摩・島しょ地域(東京都都市整備局, 2014)、及び東京の土地利用 平成 29年多摩・島しょ地域(東京都都市整備局, 2019)をもとに作成

3-1-5 交通

鉄道は、市内に 7 つある鉄道駅のほか、市周辺部の利用可能な駅(荻山駅、八坂駅、東大和市駅、玉川上水駅、国分寺駅、武蔵小金井駅など)が複数あり、また、駅勢圏から外れる地域においても、民間の路線バスのほか、地域内の生活交通としてコミュニティバス・コミュニティタクシーが運行しています。

また、市内の道路網は主要道路が格子状に整備されており、市内外どの方向にもアクセスしやすくなっています。

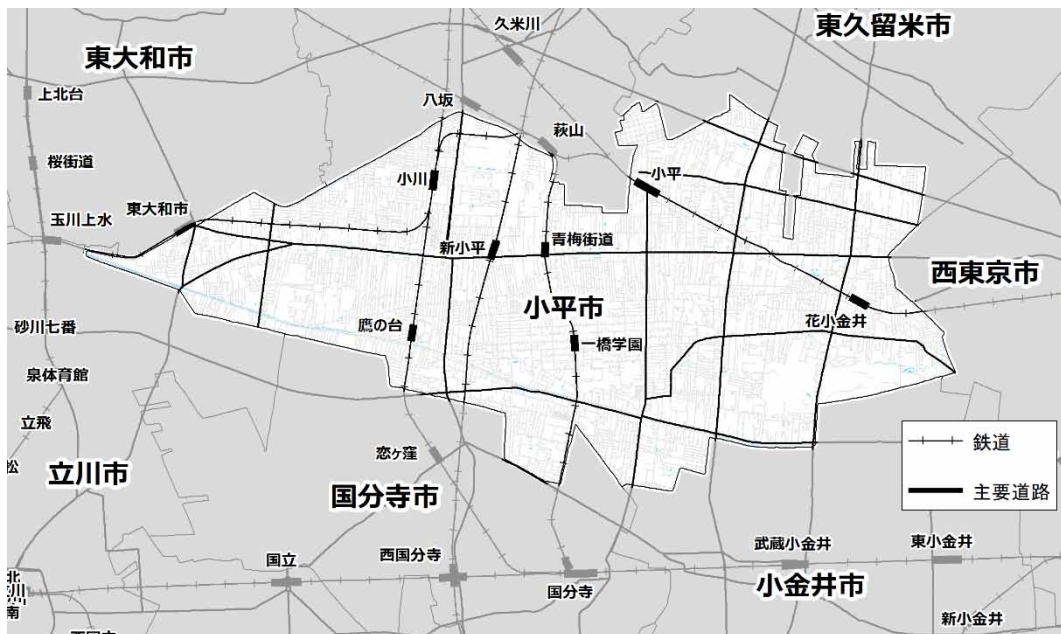


図 1-15 主要道路・交通網図

資料：国土数値情報 各種データ(国土交通省, 2019)をもとに作成

3-1-6 産業

(1) 商業

本市の商業は、花小金井駅、小平駅、小川駅、一橋学園駅周辺に形成された商店街と、青梅街道、府中街道、あかしあ通り、小金井街道等市内主要街道沿いの大型店舗によって主に形成されています。

小売の商店数は減少傾向にあり、年間販売額は、平成9(1997)年の約1,477億円をピークとして平成26(2014)年には約1,085億円に減少しています。

商店数が減少する一方で売場面積は増加していることから、大型店舗化の進展がうかがえます。

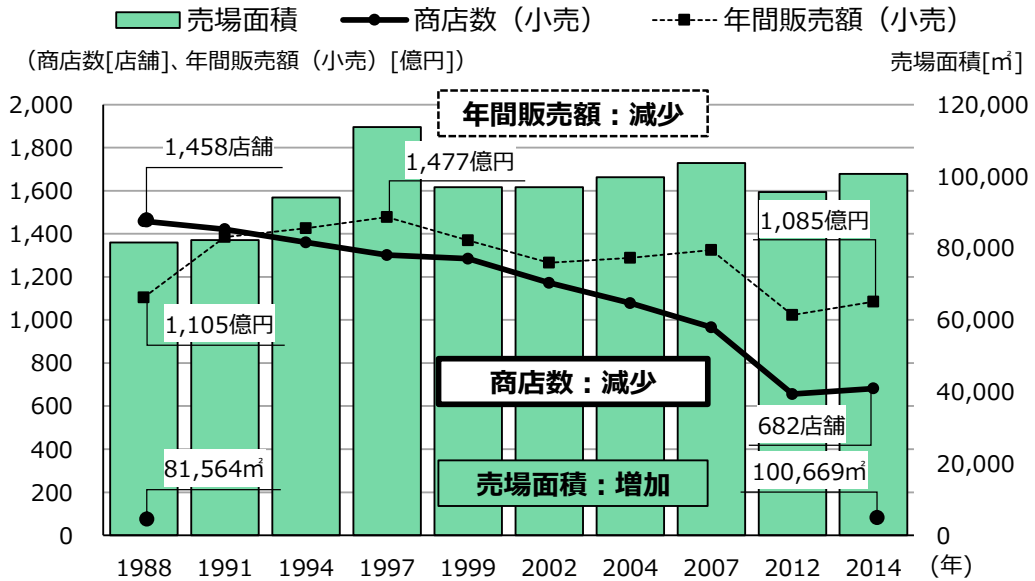


図 1-16 小売の商店数・年間販売額・売り場面積の推移

資料：令和元年版統計資料(小平市, 2020)をもとに作成

(2) 工業

市内には、生産用機械器具製造、食料品製造、印刷、電子部品製造、電気機械器具製造などの小規模工場があります。

従業者4人以上の事業所数(製造業)は減少傾向にあり、平成21(2009)年の101事業所から平成30(2018)年に66事業所にまで減少しています。

製造品出荷額等についても、平成21(2009)年の約1,493億円から平成30(2018)年には約1,010億円に減少しています。

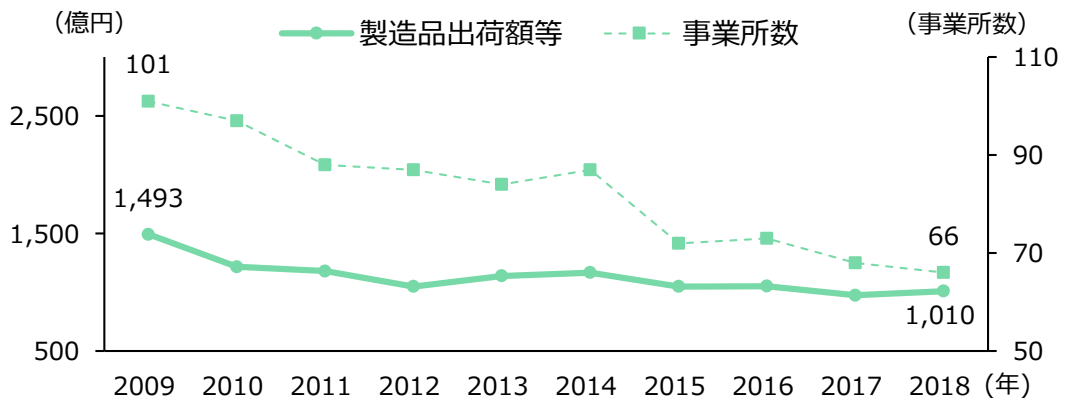


図 1-17 製造品出荷額等・事業所数の推移(従業員4人以上)

資料：各年工業統計調査(経済産業省)をもとに作成

(3) 農業

都市における緑の供給や防災空間などの多面的な機能を担う農地は、本市にとって重要な役割を担うものの、人口増加による都市化の進展に伴い、農家数や経営耕地面積など農業に関わる数値の減少が見られます。

本市と隣接7市で比較すると、農産物直売所で販売する農家の数は137と最も多くなっています。

農産物の消費先となる学校給食での地場産農産物の割合は年々増加しています。

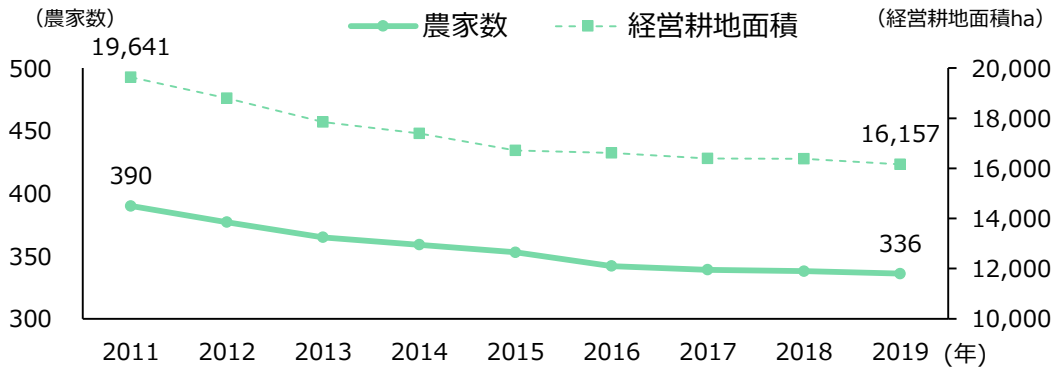


図 1-18 農家数・経営耕地面積の推移

資料：令和元年版統計資料(小平市, 2020)をもとに作成

表 1-6 消費者に直接販売している農業経営体数[平成 27(2015)年]

農業 経営体数	消費者に 直接販売	消費者に直接販売している方法				
		自営の 農産物直売所	その他の 農産物直売所	インターネット による販売	その他の 方法	
立川市	277	138	69	81	5	31
小金井市	105	77	51	10	1	25
小平市	228	172	137	20	2	33
東村山市	190	142	107	24	0	38
国分寺市	163	101	75	26	2	21
東大和市	93	72	46	27	1	21
東久留米市	204	147	102	19	1	41
西東京市	180	117	82	18	2	41
8市平均	180	121	84	28	2	31

資料：2015年農林業センサス東京都調査結果報告(東京都, 2016)をもとに作成

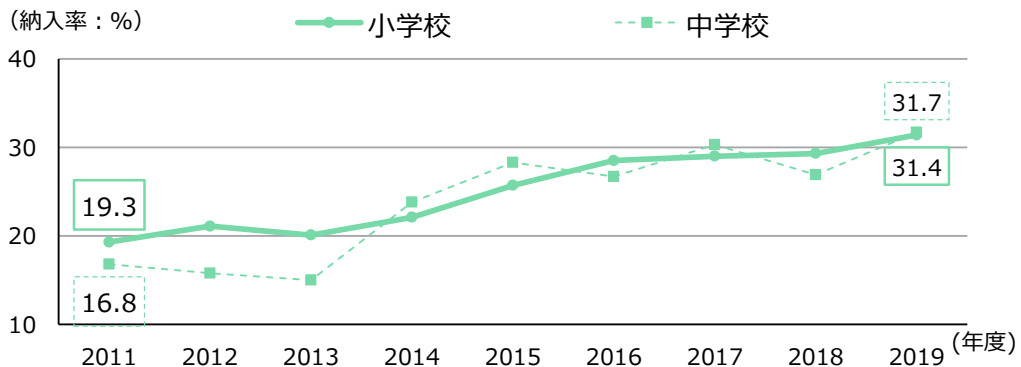


図 1-19 学校給食地場産農産物納入率の推移

資料：市産業振興課、学務課資料をもとに作成

3-1-7 財政状況

主要な歳入となる市税収入は近年横ばいで推移していますが、景気その他、人口推計や年齢階層の割合を考慮すると、今後、減少に転じることが見込まれます。また、新型コロナウイルス感染症の影響による減収も予想されます。

歳出については、社会保障関係経費が高齢化の進展などの影響により増加傾向にあるほか、今後、老朽化した公共施設の更新などへの対応が必要となります。

健全な財政運営のため、環境分野においても効果的な取組を見極めて推進することや、既存設備等の効果的な活用が重要となります。

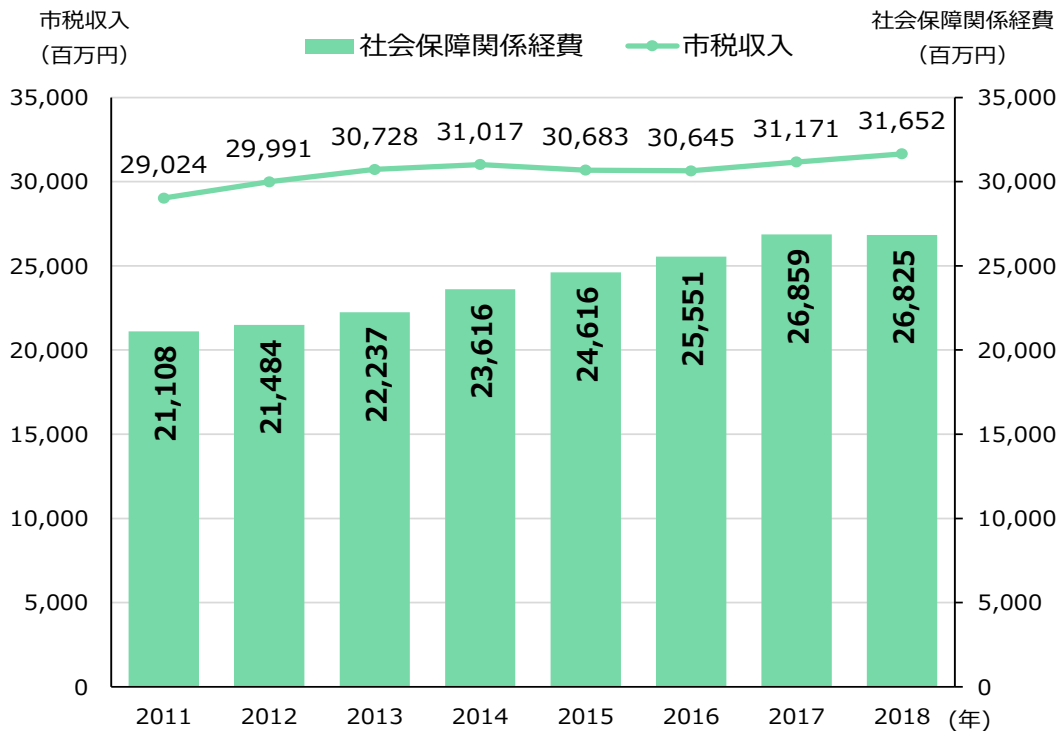


図 1-20 市税収入と社会保障関係経費[※](市税等投入額)の推移

資料：各年統計資料(小平市, 2016-2020)をもとに作成

※社会保障関係経費は、扶助費と特別会計への繰出金の合計

繰出金は、国民健康保険事業特別会計と介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計に対するもの

3-1-8 下水道

市内には、汚水と雨水を同一の管きょ系統で処理する「合流式下水道区域(市面積の約3分の2)」と汚水と雨水を別の管きょ系統で処理する「分流式下水道区域(市面積の約3分の1)」があります。

市内の公共下水道汚水整備は平成2(1990)年度に普及率100%を達成しています。

水洗化率(下水道を整備した区域に対して、下水道を使用可能な状態にしている人の割合)は令和元(2019)年度時点で99.8%となり、未水洗化の家屋については、戸別訪問や文書の配布によって水洗化の促進を図っています。

また、合流区域における計画降雨(50 mm/時間の降雨)に対する公共下水道雨水整備率は、平成2(1990)年度の汚水整備完了と同時に概成していますが、分流区域の公共下水道雨水整備率は平成4(1992)年度の事業着手以降、令和元(2019)年度末で、20.5%と低く整備途上にあります。市では、従来下水道整備における「雨水は速やかに排除する」という基本概念を見直し、貯留・浸透施設を設ける「雨水流出抑制型下水道」を

基本とし、道路の整備における歩道部の透水性舗装の採用や、雨水浸透ます等の雨水浸透施設設置への助成、公共施設での雨水貯留設置を行っています。

市の下水道は、令和元(2019)年度末で約 533 km と膨大な管きょ施設を有しています。当初に整備した管きょは標準耐用年数 50 年を経過しており、老朽化した管きょ施設はますます増加していくことから、従来の発生対応型の維持管理では対応することが難しくなるため、予防保全型の維持管理で老朽化対策を講じる必要があります。

なお、老朽化対策には多くの費用を要するため、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの最小化を図る必要があります。

平成 2(1990)年度には、下水道普及率 100%を達成した記念として、「小平市ふれあい下水道館」が作られました。この施設は、誰でも自由に本物の下水道管の中に入ることができる日本で唯一の施設で、来場者数は令和 2(2020)年に通算 50 万人を達成しました。

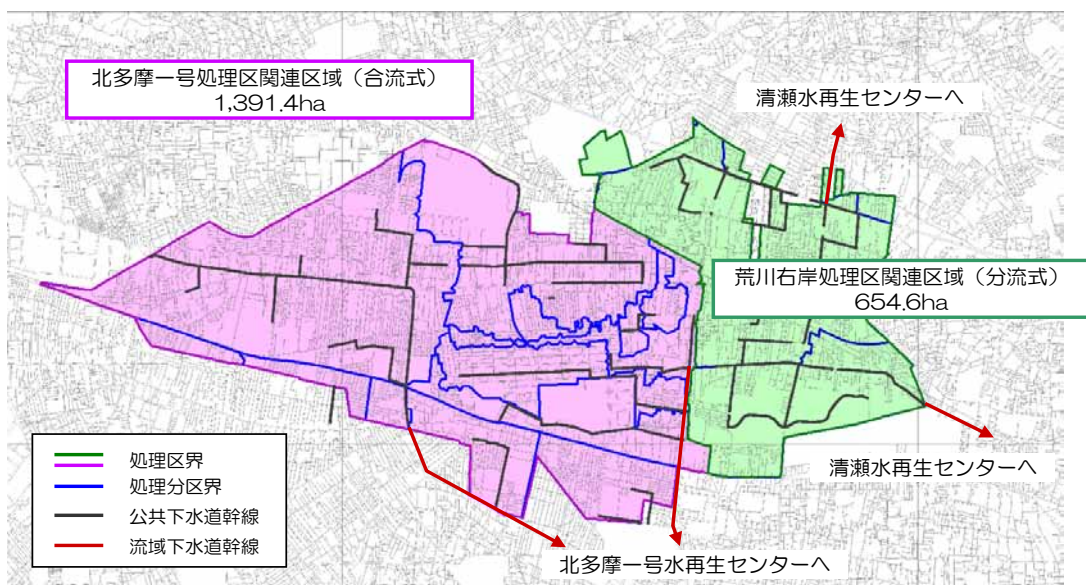


図 1-21 公共下水道(汚水)区域の概要

資料：小平市第二次下水道プラン(小平市, 2021)

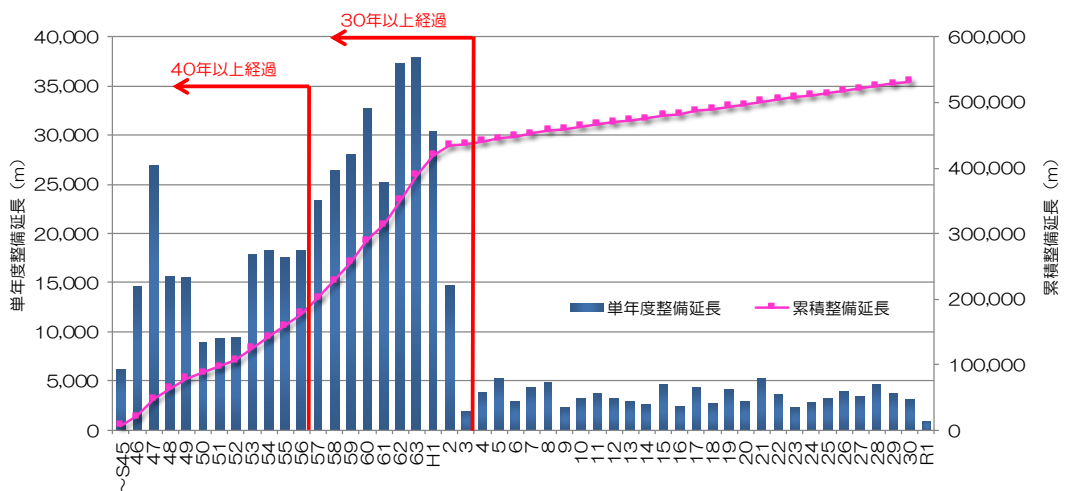


図 1-22 管きょの設置状況(経過年数)(令和元年度末)

資料：小平市第二次下水道プラン(小平市, 2021)

3-2 エネルギー

3-2-1 温室効果ガス

(1) 二酸化炭素排出量

二酸化炭素排出量は、平成 17(2005)年度以降減少傾向でしたが、平成 23(2011)年 3 月に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故等に伴い、火力発電所の稼働による電気の二酸化炭素排出係数が悪化した結果、増加に転じた時期もありました。平成 24(2012)年度以降は、再生可能エネルギーの導入が進んだことや省エネ努力などにより、市においても減少傾向が継続しています。

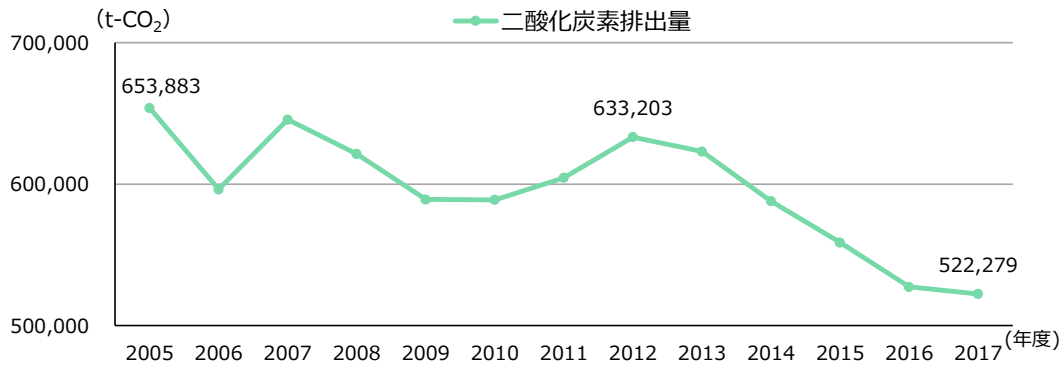


図 1-23 二酸化炭素排出量の推移(廃棄物部門を除く)

資料：みどり東京・温暖化防止プロジェクト温室効果ガス排出量(推計)算定結果
(オール東京 62 市区町村共同事業みどり東京, 2019)をもとに作成

3-2-2 エネルギーの部門別消費量

エネルギー消費量の推移を家庭・業務・産業・運輸の部門別に見ると、平成 29(2017)年度は平成 17(2005)年度に比べて業務部門を除く 3 部門で減少しており、部門の比率では、家庭部門と業務部門の比率が増加し、産業部門と運輸部門の比率が低下するなど傾向が変化しています。

直近の平成 29(2017)年度の全体のエネルギー消費量に対する比率では、家庭部門が 47.6%、業務部門が 28.8%と全体の 7 割以上を占めています。

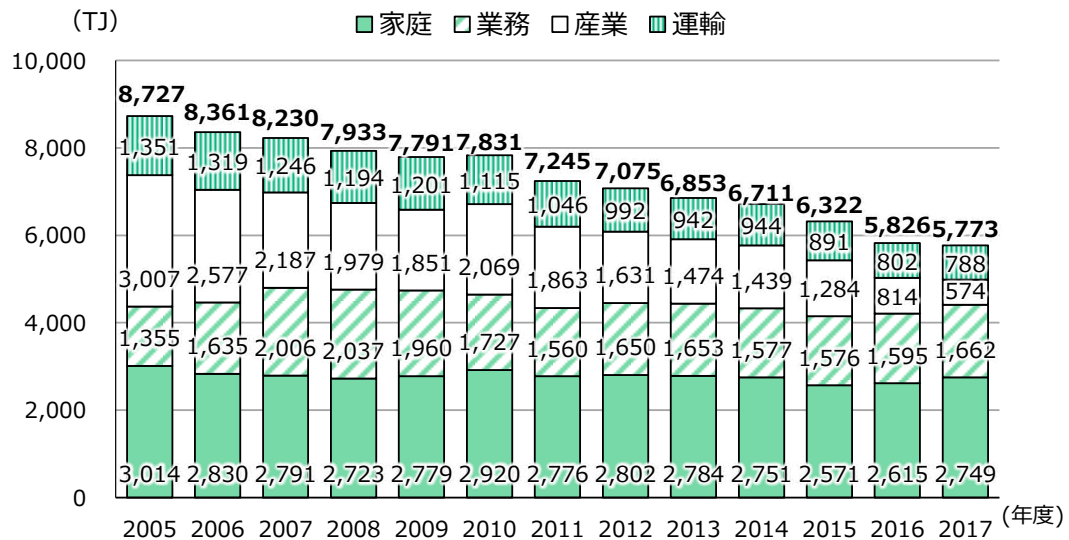


図 1-24 市の部門別エネルギー消費量の推移

資料：小平市地域エネルギービジョン中間見直し 進捗状況報告(令和元年度実績)(小平市, 2020)をもとに作成

3-2-3 省エネルギーの推進

市民団体エコダイラネットワークを中心とした市民版環境配慮指針の普及啓発の一つとして、平成 17(2005)年度から電気やガス等の使用量を把握することで省エネにつながる環境家計簿を実施しています。平成 26(2014)年度からインターネットを活用した Web 版環境家計簿に移行し、平成 29(2017)年 3 月にはスマートフォン、タブレット向けにアプリ版環境家計簿を配信した結果、参加世帯数は 2,000 件を超え、順調に伸びている状況です。

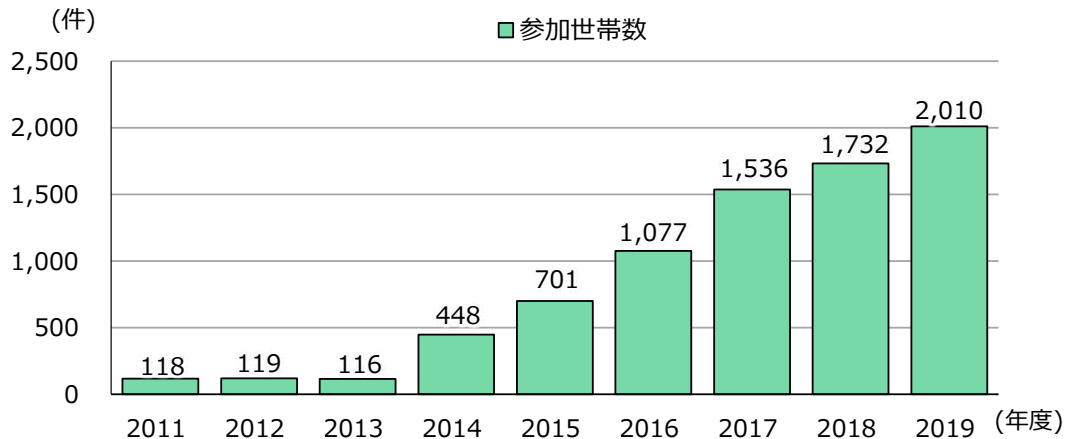


図 1-25 環境家計簿参加世帯数

資料：各年第二次環境基本計画環境施策の実施状況(小平市)をもとに作成

3-2-4 創エネルギーの推進

(1) 再生可能エネルギーの推進

本市では、二酸化炭素の排出量削減や自然エネルギーの積極的な利用を促進するために公共施設での太陽光発電システムの導入を進めています。また、公共施設だけではなく、市民や事業者への導入支援や市民共同発電所との連携等を進めており、太陽光発電の発電規模は、令和元(2019)年度末時点で平成 20(2008)年度当初と比べ、5,267 kW 増加しています。

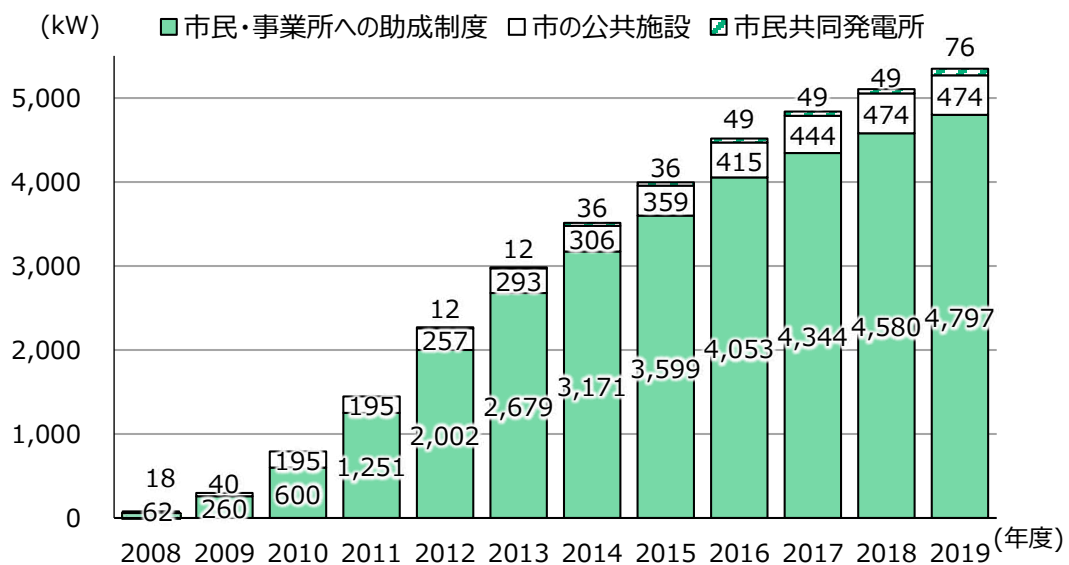


図 1-26 太陽光発電の導入容量

資料：市環境政策課資料をもとに作成

(2) 市民・事業者へのエネルギー機器設置費の助成

本市では、温室効果ガスの排出量削減や自然エネルギーの積極的な利用を促進するために太陽光発電システムと燃料電池の導入費用の助成を行っており、令和元(2019)年度に累計で2,288件となっています。

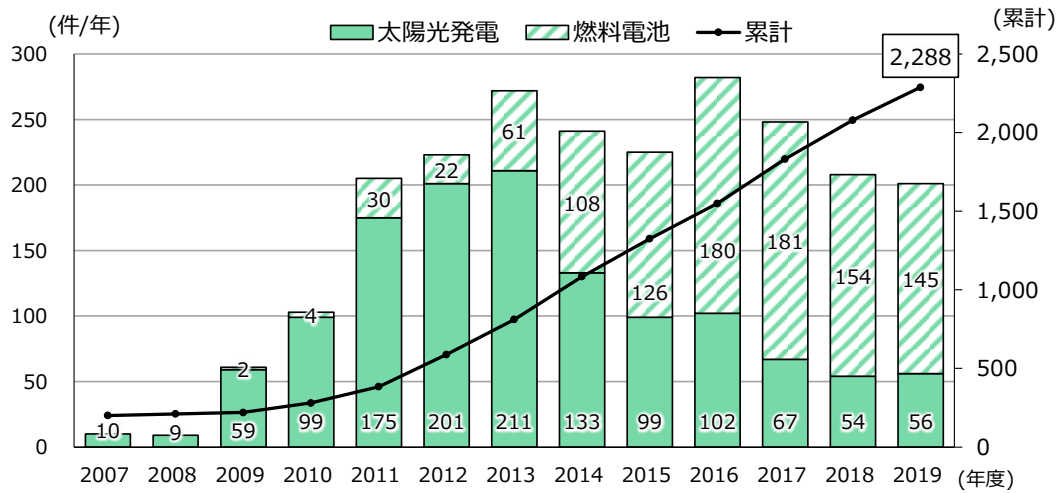


図 1-27 太陽光発電システムと燃料電池の助成件数の推移

資料：各年第二次環境基本計画環境施策の実施状況(小平市)をもとに作成

3-3 資源循環

市のごみ総量は平成 21(2009)年度以降減少傾向にあり、直近令和元(2019)年度はごみ総量が 44,467 t/年、一人 1 日あたりの排出量は 624.4 g となっています。

市は平成 31(2019)年 4 月 1 日から家庭ごみ有料化及び戸別収集を実施し、また全量プラスチック製容器包装の分別収集・資源化を始めており、平成 30(2018)年度のごみ総量は有料化に伴う駆け込み需要が増加の要因と考えられます。

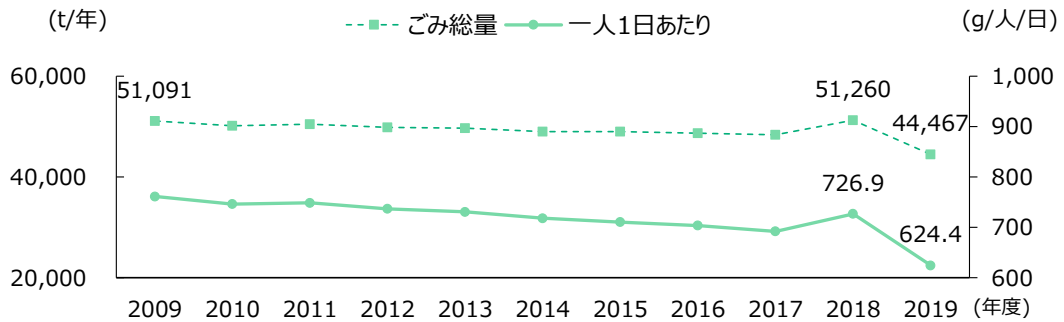


図 1-28 ごみ総量と一人 1 日あたりごみ量の推移

資料：各年多摩地域ごみ実態調査(公益財団法人 東京市町村自治調査会)をもとに作成

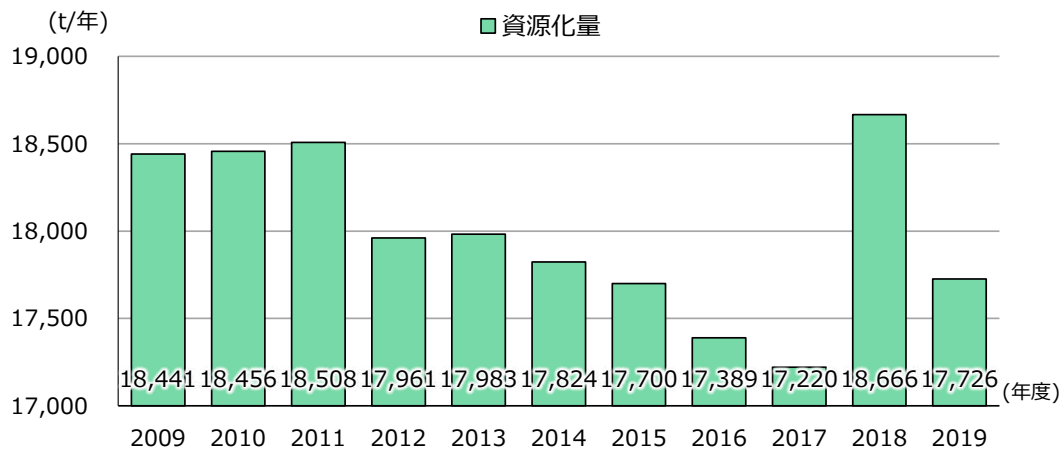


図 1-29 資源化量の推移

資料：各年多摩地域データブック(公益財団法人 東京市町村自治調査会)をもとに作成

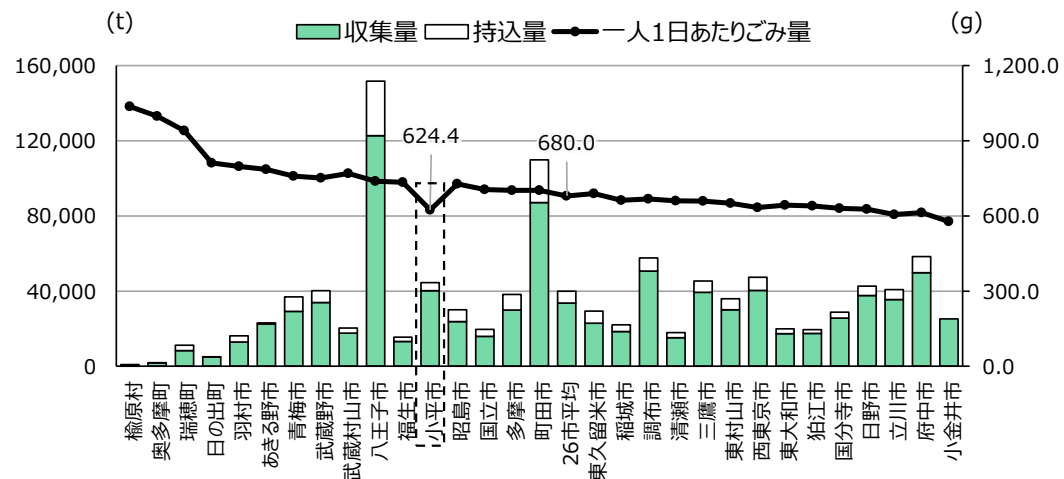


図 1-30 多摩地域 26 市のごみ総量と一人 1 日あたりごみ量(令和元(2019)年度)

資料：多摩地域データブック(公益財団法人 東京市町村自治調査会)をもとに作成

3-4 自然環境

3-4-1 緑

平成 29(2017)年に行った調査の結果、市内の緑被地は 598.9 ha、緑被率は 29.2%となっており、平成 18(2006)年時点の緑被地 701.2 ha、緑被率 34.3%と比べると、緑被地は 102.3 ha(緑被率は 5.1 ポイント)減少しています。種類別では「樹木・樹林」が 12.6% (258.1 ha) と最も多く、次いで農地(田畑と樹木畑・果樹園の計)が 9.2% (189.2 ha) となっており、青梅街道や東京街道に沿って短冊状に分布する本市の特徴的な農地は、過去に市で行われた新田開発の面影が残っています。

また、緑被地に、用水路等の水面や公園内で樹木等の緑で覆われていない地面の面積も含めた、平成 29(2017)年におけるみどり地の面積は 606.2 ha で、みどり率は 29.6%となっています。

なお、令和元(2019)年度の市の公園面積は 78.2 ha で、市域面積に対する都市公園の面積比率を多摩地域 26 市と比較すると、18 番目となっており、あまり多いとは言えませんが、今後、都市計画公園の整備が予定されており、増加が期待されます。

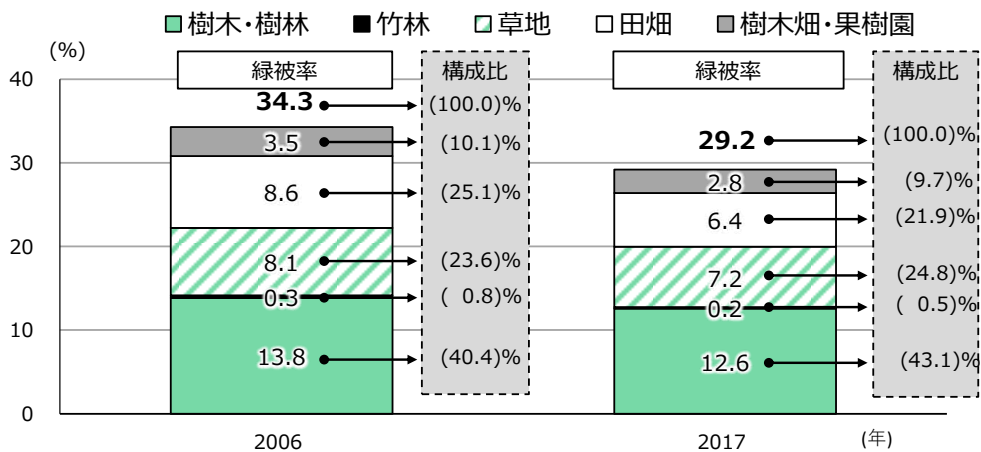


図 1-31 緑被率の推移と内訳

資料：小平市第三次みどりの基本計画(小平市, 2021)をもとに作成



図 1-32 みどり分布図

資料：小平市第三次みどりの基本計画(小平市, 2021)をもとに作成

3-4-2 水辺環境

市内には、玉川上水や野火止用水等の水辺があります。

市内を流れる用水路は約 50 km に及び、かつては玉川上水、野火止用水とともに新田開発に大きく貢献しました。現在は、小平市用水路活用計画により親水整備を進め、水と緑の環境資源として、市民に潤いと安らぎを与えています。流水のある用水路は約 33 km で、約 65%の用水路で流水が確認できています。

また、玉川上水の敷地両岸に連なる樹林と林床、野火止用水に隣接する樹林地は、東京都の歴史環境保全地域として指定されています。なお、玉川上水が流れる区間は、東京都の「史跡玉川上水保存管理計画」に基づいて水路の保全等が行われています。

表 1-7 市内の用水路一覧

用水路名	延長(km)	幅員(m)	水系名	流水の有無
小川用水	17.0	3.6	落合川	有
新堀用水	6.1	3.6	-	有
鈴木用水	6.6	3.6	石神井川	一部有
田無用水	3.6	5.4	石神井川	一部有
大沼田用水	3.3	3.6	落合川	一部有
野中用水	3.3	3.6	石神井川	一部有
砂川用水	3.5	1.8~3.6	仙川	一部有
野火止用水	4.5	7.2	新河岸川	有
関野用水	0.9	3.9~4.5	-	無
合計	48.8			

資料：市水と緑と公園課資料をもとに作成

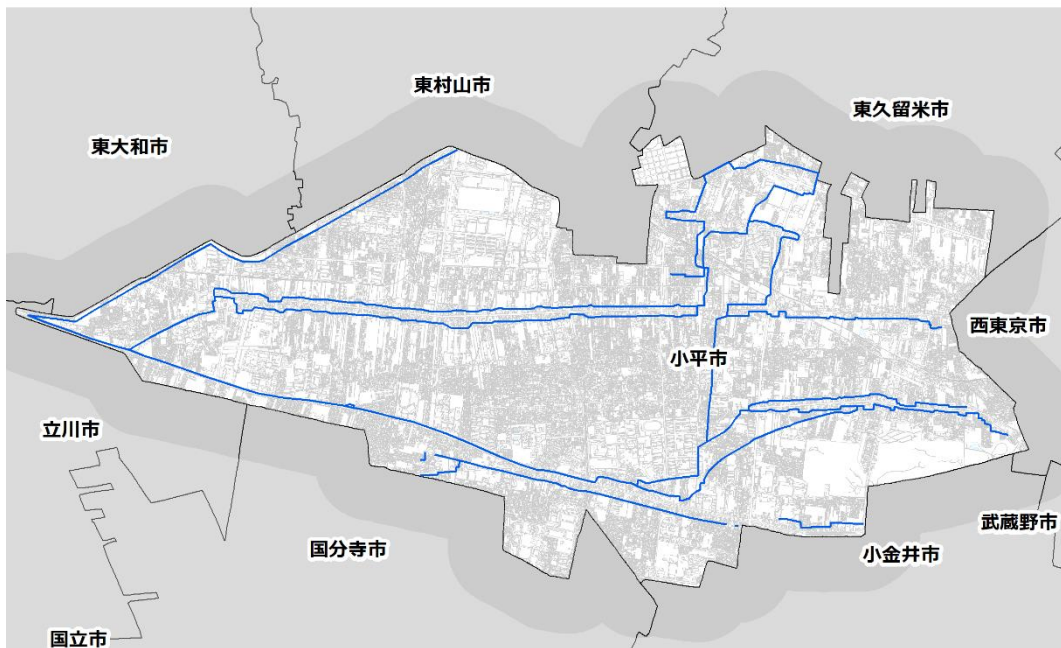


図 1-33 市内の上水・用水路

資料：市水と緑と公園課資料をもとに作成

3-4-3 動植物

平成 25(2013)年 3 月に作成された「市民による森のカルテづくりガイドブック」に基づき、市民ボランティア及び学識経験者により、市内の樹林地で調査が行われています。これまでに刊行された森のカルテ「上水本町保存樹林編」、「上水新町保存樹林編」、「小川町一丁目市有樹林編」には、樹林地で見られた樹木、草花、昆虫、野鳥の特徴が事細かく記載されています。

平成 27(2015)年 3 月に作成されたリーフレット「はじめてのビオトープ」に基づき、市民に身近な庭やベランダなどで、チョウや鳥が好むビオトープづくりに取り組んでもらっています。チョウの観察モニターから写真やイラストを提供いただき、観察が多かったのはアゲハ、ツマグロヒョウモン、キタキチョウの順でした。

平成 30(2018)年度に実施した「小平らしい生き物の調査」や「小川用水(彫刻の谷緑道)における水生生物の調査」、令和元(2019)年度に実施した「市民参加型生き物調査」などでは、多種多様な生きものの情報が把握でき、ホンダタヌキやコゲラなどの目撃情報や、キンランなどの希少種の発見に至った事例もありました。その一方で、アライグマなどの外来種の生息も確認されています。

表 1-8 生きもの調査等で見つかった生きものの種類数

単位：種

事業名 【調査地】 (調査年度)		種類						
		哺乳類 爬虫類	鳥類	昆虫 蜘蛛等	水生 生物	草花	樹木	菌類
カル テ づ く り 森	上水本町保存樹林編 (H25～26 調査)	-	11	18	-	50	31	7
	上水新町保存樹林編 (H27～28 調査)	-	4	3	-	50	35	10
	小川町一丁目 市有樹林編 (H29～30 調査)	-	4	15	-	50	32	7
ビ オ ト ー プ 身 近 な	チョウの観察モニター編 【各家庭】 (H27～28 調査)	-	-	16	-	-	-	-
用水路生物調査 【小川用水、彫刻の谷緑道】 (H30、R1 調査)		-	-	-	21	-	-	-
小平らしい生き物の調査 【野火止用水・樹林地、コゲラの森】 (H30 調査)		2	19	140	9	259	90	-
市民参加型生き物調査 【市全域】 (R1 調査)		7	4	8	-	3	-	-
自然観察会「パークレンジャーと行く！ 小平生きもの調査隊」 【狭山・境緑道、たけのこ公園】 (R2 調査)		2	10	49	-	30	14	-

資料：市環境政策課集計資料をもとに作成

3-5 生活環境

3-5-1 大気

市内の大気環境は東京都の一般環境大気測定局によって常時監視されています。また、主要幹線道路の沿道では、市が大気環境の調査を行っています。

現状では、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質は環境基準を達成していますが、光化学オキシダントは基準を満たしていません。

また、光化学スモッグについて、令和元(2019)年度中の多摩北部地域での注意報発令回数は5回でした。

表 1-9 大気環境基準達成状況

年度	二酸化硫黄 (SO ₂)			二酸化窒素 (NO ₂)			浮遊粒子状物質 (SPM)			微小粒子状物質 (PM2.5)			光化学オキシダント (OX)	
	年平均値	除外値	2% 環境基準	年平均値	98% 値	環境基準	年平均値	除外値	2% 環境基準	年平均値	98% 値	環境基準	年平均値	環境基準
	ppm			ppm			mg/m ³			μg/m ³			ppm	
平成 22	0.001	0.002	○	0.017	0.033	○	0.020	0.050	○	-	-	-	0.037	×
平成 23	0.001	0.002	○	0.016	0.032	○	0.021	0.045	○	-	-	-	0.032	×
平成 24	0.001	0.003	○	0.014	0.033	○	0.020	0.044	○	14.2	31.0	○	0.034	×
平成 25	0.001	0.002	○	0.014	0.032	○	0.021	0.054	○	14.6	38.0	×	0.036	×
平成 26	0.001	0.002	○	0.014	0.029	○	0.020	0.052	○	14.9	38.2	×	0.037	×
平成 27	0.001	0.002	○	0.014	0.031	○	0.018	0.045	○	12.8	29.2	○	0.035	×
平成 28	0.001	0.002	○	0.013	0.030	○	0.016	0.037	○	11.3	27.8	○	0.035	×
平成 29	0.001	0.002	○	0.014	0.031	○	0.016	0.038	○	11.5	26.1	○	0.035	×
平成 30	0.001	0.002	○	0.013	0.033	○	0.016	0.041	○	11.7	27.9	○	0.035	×
令和元	0.001	0.002	○	0.011	0.025	○	0.015	0.038	○	9.5	20.9	○	0.036	×

資料：大気汚染測定結果(東京都, 各年結果)をもとに作成

3-5-2 水質

市では水質汚濁による被害から市民を守るため、石神井川、玉川上水と用水路 4 路線の水質調査を毎年実施しています。

環境基準の中で、水質の汚れの程度を示す指標である BOD(生物科学的酸素要求量)に関する近年の調査結果では、おおむね環境基準を達成していますが、水量が非常に少ない石神井川では、降雨等の影響により基準値を超過する場合があります。

表 1-10 河川、用水の BOD 値(生物化学的酸素要求量)

単位：mg/L

河川・用水	年度	環境基準	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	令和
			22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
石神井川	上流	3 以下	3.7	3.9	1.4	-	-	-	-	-	-	4.9
	下流		-	-	2.3	-	-	1.6	4.8	-	10.0	-
玉川上水	10 以下		1.7	0.7	0.8	-	0.8	1.2	2.0	1.6	1.3	1.2
野火止用水	10 以下		1.6	1.2	0.9	1.1	1.7	1.4	1.9	1.5	1.4	2.3
新堀用水	5 以下		1.5	1.3	0.3	-	<0.5	0.6	2.1	1.2	1.5	0.6
砂川用水	5 以下		5.6	-	-	-	-	<0.5	-	0.8	1.7	1.5
小川用水	5 以下		1.7	0.7	0.6	-	<0.5	<0.5	2.1	1.6	1.5	1.7

注) 一は水量不足のため欠測

平成 28 年度以前の石神井川の環境基準は 5 mg/L 以下、平成 22 年度の砂川用水は本来の水流ではないため参考値

■は環境基準を上回った値

資料：各年小平市の環境をもとに作成

3-5-3 騒音・振動

静穏な環境を保つため、環境基本法や騒音規制法、振動規制法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例等によって騒音・振動に係る規制が行われています。

市では道路騒音・振動について、主要幹線道路の沿道6か所で年1回、24時間調査を実施しています。このほか、航空機の騒音調査も行っています。

(1) 道路

主要道路の騒音について、令和元(2019)年度の調査結果をみると、村山街道(夜の時間帯)、府中街道(昼・夜の時間帯)で環境基準を超過しています。

主要道路の振動については、調査を行ったすべての地点で環境基準を満たしています。

表 1-11 主要道路 騒音・振動状況

単位：dB

区分	騒音											振動										
	年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	
村山街道	昼	67	67	67	68	69	70	69	70	69	70	50	49	48	50	50	49	48	48	48	49	
	夜	63	64	64	65	66	66	66	67	67	66	45	43	44	45	45	44	43	42	42	43	
府中街道	昼	69	69	70	70	71	69	70	70	71	48	47	48	48	48	48	47	48	48	49		
	夜	68	68	69	70	70	70	69	70	70	70	47	46	47	46	46	46	46	47	47	47	
五日市街道	昼	66	66	67	67	68	70	69	70	69	70	49	49	49	47	48	47	46	47	46	46	
	夜	62	63	63	64	64	65	65	66	65	65	44	43	44	43	42	42	42	42	41	42	
新小金井街道	昼	70	69	70	69	64	65	64	66	66	66	50	50	49	50	45	44	42	42	42	42	
	夜	68	68	68	68	63	62	62	63	63	64	49	48	47	48	44	42	41	41	40	41	
青梅街道	昼	68	67	67	66	66	67	65	67	65	61	44	45	44	44	43	43	44	44	43	43	
	夜	65	65	65	64	65	64	63	64	63	57	39	40	40	40	40	39	40	40	39	37	
たかの街道	昼	64	65	67	67	66	67	67	67	66	68	45	46	44	44	44	44	44	45	43	42	
	夜	58	60	61	61	61	61	61	61	60	61	38	36	37	36	36	36	35	36	34	34	

注) ■は環境基準を上回った値

環境基準：騒音：70 dB(昼)・65 dB(夜)

要請限度：騒音：75 dB(昼)・70 dB(夜) 振動：65 dB(昼)・60 dB(夜)

資料：各年小平市の環境をもとに作成

(2) 航空機

市内は航空機騒音に係る環境基準の指定区域に該当していませんが、立川飛行場及び入間飛行場からの航空機の飛行ルートとなっていることから、市では航空機騒音調査を行い、その結果を参考値として取りまとめています。

表 1-12 航空機騒音調査結果

単位：dB

年度	第1回		第2回		第3回		第4回	
	測定場所	Lden	測定場所	Lden	測定場所	Lden	測定場所	Lden
平成 25	小川公民館	53	市役所	50	清掃事務所	54	健康福祉事務センター	54
平成 26	小川公民館	47	健康福祉事務センター	46	清掃事務所	48	小川公民館	53
平成 27	小川公民館	51	健康福祉事務センター	44	清掃事務所	51	小川公民館	42
平成 28	小川公民館	55	健康福祉事務センター	48	清掃事務所	44	小川公民館	53
平成 29	小川公民館	49	健康福祉事務センター	48	清掃事務所	50	小川公民館	42
平成 30	健康福祉事務センター	40	小川公民館	47	健康福祉事務センター	48	小川公民館	51
令和元	健康福祉事務センター	48	小川公民館	57	健康福祉事務センター	52	小川町一丁目地域センター	57

注) 平成 25 年度の改正により、環境基準の評価指数が WECPNL(加重等価連続感覚騒音レベル)から Lden(時間帯補正等価騒音レベル)に変更

資料：各年小平市の環境をもとに作成

3-6 環境教育・環境学習

市では、地球温暖化やみどり、廃棄物をそれぞれテーマにした環境イベント、将来を担う子どもを対象にした出前講座、体験型の環境学習講座、事業者向けの省エネ講座等を行っています。

毎年9月に行われる環境フェスティバルと下水道の日イベントを同時開催にして、小平中央公園とふれあい下水道館を両会場としたことや、出前授業や環境学習講座の開催回数を増やすことで、ここ数年、参加者は増加傾向となっています。

表 1-13 環境教育・環境学習に関連する各種イベント・講座等の参加人数

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	
	(2013)	(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	
イベント名	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	
年1回実施	グリーンフェスティバル	3,800人	5,400人	6,300人	6,500人	6,700人	6,200人	7,500人
	ごみゼロフリーマーケット	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人	1,600人	1,300人
	環境フェスティバル	3,500人	4,600人	6,000人	6,000人	6,300人	5,000人	7,000人
	環境フォーラム	61人	159人	65人	84人	94人	32人	中止※1
年複数回実施	イベント名	人数(回数)	人数(回数)	人数(回数)	人数(回数)	人数(回数)	人数(回数)	人数(回数)
	出前授業	180人(2回)	70人(1回)	546人(6回)	385人(5回)	229人(6回)	1,810人(16回)	1,205人(12回)
	環境学習講座	545人(21回)	608人(22回)	1,010人(34回)	1,042人(31回)	1,285人(39回)	1,105人(39回)	1,200人(43回)
	3Rに関する講座	78人(7回)	107人(7回)	104人(9回)	63人(6回)	87人(7回)	117人(7回)	91人(6回)
	緑化の推進関連	25人(4回)	25人(4回)	84人(5回)	84人(5回)	64人(5回)	58人(5回)	0人(0回)
	打ち水関連						107人(3回)	204人(5回)
	ごみ有料化関連※2					2,982人(62回)	19,588人(302回)	436人(21回)

※1 令和元年度の環境フォーラムは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により中止

※2 平成31年4月からの家庭ごみ有料化及び戸別収集の実施に向けて、出前講座等を多数開催

<環境学習講座や出前講座等の主な内容>

- 魔法のふろしき講座 ●ウンディー探検隊(下水道の日イベント内)
- ごみとリサイクルについて ●施設の見学会
- 夏休み親子環境教室(発電の仕組み等)
- 二酸化炭素の理科実験講座 など

<その他の環境に関する活動>

- ホテルのタベ ●沼さらい ●公園・用水等の花植え など



出前授業の様子

資料：市環境政策課資料をもとに作成